

# 7月より学童保育所利用料金の 被災等世帯の減額制度が始まります

宗像市では、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響などにより所得が減少したり、風水害等により被災したりした世帯（以下「被災等世帯」といいます。）への支援策として、学童保育所利用料金の減額制度を導入します。

1. 減額制度及び提出書類について  
被災等世帯減額を申請される方は、宗像市学童保育所利用料金減額申請書（裏面）と、被災等世帯を証明する添付書類の提出が必要です。

減額対象	添付書類 ※被災等世帯を証明するため、添付書類が必要です。
①所得減少の場合  災害その他やむを得ない理由による失業、転職、休職、休業等により保護者の収入の合計が前年同月に比して50%以上減少した場合	収入減少月分（申請日から6か月分以内の月分）及び前年同月分の保護者全員の収入が分かるもの  例：退職したことが分かる書類、給与明細書、帳簿等
②被災の場合  震災、風水害、火災等で居住する家屋が被災した場合	居住する家屋が半壊又は全壊の被害を受けたこと（申請日から6か月以内の被害）が記載された被災（罹災）証明書

※他の減額制度（生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯、多子世帯、きょうだい児）と重複して申請はできません。

※申請書等は各学童保育所に提出ください。

※申立内容の確認のため、後日問い合わせをすることがあります。

2. 減額の額  
月額利用料金7,000円 ⇒ 被災等世帯減額後3,500円
3. 減額の期間  
申請した月から最長12か月分の利用料金を減額します。
4. 問い合わせ先  
 【吉武学童】0940-32-5904（吉武地区コミュニティ・センター）  
 【赤間学童】0940-39-7051（赤間地区コミュニティ・センター）  
 【北エリア】0940-33-9080  
 【南エリア】0940-33-1838  
 【宗像市子ども育成課】0940-36-1214

